

平成25年度

国の施策ならびに予算に関する

要 望 書

(重点要望事項)

平成24年8月

近畿府県民生主管部長会議

平成24年7月27日、大阪府において近畿府県の民生主管部長が集い、民生行政の推進について協議し、国に対する要望事項を決議いたしました。

つきましては、これらの実現について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成24年8月

滋賀県健康福祉部長	渡邊 光春
京都府健康福祉部長	山口 寛士
大阪府福祉部長	井手之上 優
兵庫県健康福祉部長	太田 稔明
奈良県健康福祉部長	江南 政治
和歌山県福祉保健部長	山本 明史

重点要望事項 目次

I 地方分権及び社会保障制度改革に関する事項

- 1 地域主権改革の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 社会保障・税一体改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 児童家庭福祉に関する事項

- 3 次世代育成支援対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 児童虐待防止対策の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

III 自立支援制度・障害者福祉に関する事項

- 5 障害福祉施策の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 心神喪失者等医療観察法に基づく指定通院医療機関の確保について・・・・ 8
- 7 障害者の尊厳の保持について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

IV 介護保険制度・高齢者福祉に関する事項

- 8 介護保険制度等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 9 地域包括ケアの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 10 在宅福祉対策の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 11 高齢者虐待防止の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 12 平成24年度介護報酬改定・制度改正について・・・・・・・・・・・・ 11

V 医療保険制度に関する事項

- 13 国民健康保険制度等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

VI 地域福祉の推進及び生活保護に関する事項

- 14 福祉に従事する人材の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 15 生活保護制度の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 16 福祉のまちづくりの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 17 社会福祉施設等の整備運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 18 福祉サービスに係る地域区分の見直しについて・・・・・・・・・・・・ 16
- 19 在日外国人にかかる障害基礎年金・老齢基礎年金等の未受給者に対する救済について・ 17

I 地方分権及び社会保障制度改革に関する事項

1 地域主権改革の推進について

住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう、地方が自らの権限・責任・財源のもと、地方のことは地方が決定し実行できるよう国から地方への更なる権限移譲を進めること。

また、義務付け・枠付けの今後の見直しにあたっては、関連補助金の一般財源化や補助要件の見直しを並行して実施すること。

(1) 国庫補助金の一括交付金化

国庫補助金の一括交付金化にあたっては、地方の意見を十分に反映し、単なる補助金の引下げや必要不可欠な経費を国庫補助負担対象から除外するといった財政負担の地方へのつけ回しは行わないこと。

ただし、社会保障関係の国庫補助負担金のうち、国による統一的な措置が望まれるものや制度全般の見直しの中で検討すべきものについては、移譲対象から除外すること。

(2) 社会福祉施設等の基準の条例委任に係る地方裁量の拡大

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、「地域主権一括法」という。）」に基づき、現在「従うべき基準」とされている福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等については、地方の実情を反映できるよう、廃止または「参酌すべき基準」とするよう、速やかに見直すこと。

また、政省令で規定している各種基準等について、その算定根拠を示すこと。

加えて、基準の委任形式を条例に限定しないことにより、更なる地方裁量の拡大を図ること。

(3) 基礎自治体への権限移譲

今後、「地域主権一括法」に基づき、基礎自治体への権限移譲を行う場合は、都道府県・市町村とも準備に相当な時間が必要であることから、十分な経過措置を設けること。

2 社会保障・税一体改革成案について

(1) 社会保障制度改革

「社会保障・税一体改革大綱」では、社会保障制度の充実・機能強化及び財政基

盤の強化の観点からは一定措置されているものの、適正化の観点からは見送られたものが多い。

社会保障制度の見直しにあたっては、制度の持続性を高めるとともに、世代間における負担と給付の公平性を確保するためにも、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大等の部分的な見直しではなく、医療保険制度の一本化など、適正化の観点から制度の根本的な見直しを行うこと。

また、今後の社会保障制度の改革の検討にあたっては、社会保障制度改革国民会議の活用等の方針が示されているが、これまで国と地方の協議で積み重ねてきた内容を十分に踏まえるとともに、地方の意見が反映されるように留意すること。

(2) 税制改革

地方消費税収については、地方単独事業の更なる充実に幅広く活用できることを明確にすること。

ただし、消費税の引上げにあたっては、国において徹底した行政改革を断行したうえで、デフレ対策や景気対策を行うとともに、低所得者への配慮等適切な逆進性対策を講ずること。

また、各都道府県間における地方消費税の清算基準（消費に相当する額）について、正確に最終消費を把握できない場合もあることから、人口等の消費代替指標を検討すること。

併せて、地方が社会保障において担う役割に応じた財源が確保できるよう税制改革を行うこと。

Ⅱ 児童家庭福祉に関する事項

3 次世代育成支援対策の推進について

国においては、「子ども・子育てビジョン」に基づき、次世代育成支援の取組みを強力に進めているところであるが、これを達成するため、すべての都道府県・市町村が地域行動計画を着実に実行し、安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくりを積極的に進めることができるよう、以下のとおり必要な措置を講ずること。

(1) 安心こども基金

- ① 安心こども基金については、国の平成23年度補正予算により基金の積み増し及び基金対象事業の拡充が行われるとともに事業実施期間が1年間延長されたところであるが、施設整備には相当な期間が必要であり、国が策定した「子ども・子育てビジョン」を確実に実施するためにも、更なる事業実施期間の延長等を実施すること。

また、基金事業の延長がない場合にあっても、これまでの施策が後退することのないよう、十分な財政措置を講ずること。

- ② 夏期の電力需給対策に対応した休日保育事業、延長保育事業、家庭的保育事業及び放課後児童クラブ等児童の居場所づくりのための事業の実施については、安心こども基金の「電力需給対策に対応した休日保育特別事業等」及び「電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業」により、通常のこれらの事業とは区別された支援制度が設けられたところである。

新たな支援制度においては、都道府県及び市町村にそれぞれ1/4の費用負担が必要であるが、これらの特別事業は国の電力供給政策により生じた事態に対応するものであるため、全額国庫負担による制度に改正するよう検討すること。

(2) 新たな子育て支援制度

- ① 新たな子育て支援制度については、今般関連法が成立したところであるが、本制度改革は、地方が責任を持ち、地域の実情に応じて自主的に取り組むための改革である。

このことを踏まえ、国は、地方負担分への財政措置を含め必要となる財源の確保を確実にを行うとともに、法成立後、給付や事業の基準等を定める政省令など詳細な制度設計については、自治体をはじめとした関係者への適切・的確な情報提供及び十分な説明、協議を行うこと。

また、本格実施に向けて具体的なスケジュールを早急に示すとともに、適切な準備期間を設けるなど、必要な措置を講ずること。

- ② 国と地方の役割分担を明確にした上で、保育サービスなど地域でニーズが異なる現物給付については、義務付け・枠付けの最小化を図り、地方が、自らの責任と創意工夫で多様なサービスを提供できる仕組みとするとともに、必要かつ十分な財源

を、恒久的・安定的に措置すること。

- ③ 新たな幼保連携型認定こども園の設備・運営基準については、参酌すべき基準を基本とし、地域の実情に応じ柔軟に対応できるものとする。

また、幼稚園、保育所から新たな幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、移行手続きの簡素化、財政支援等のインセンティブを十分に付与すること。

(3) 子育てに伴う経済的負担の軽減

乳幼児に対する医療費負担の軽減措置、保育所の保育料の多子世帯軽減の同時入所の要件廃止、あるいは対象施設の拡大など、子育てのための経済的負担を軽減する施策を推進すること。

(4) 不妊治療の充実

現在、助成の対象となっている特定不妊治療について、早期に医療保険の適用を図るとともに、不妊治療に関する医療技術の向上や不妊に悩む方々の身体的・精神的負担の軽減を図るため、相談体制の充実を図ること。

4 児童虐待防止対策の充実について

(1) 児童相談所等の相談支援体制の強化

- ① 児童相談所における人員体制の強化を図るため、職員配置基準について、人口に基づく基準だけではなく、継続的に関わる担当相談件数や、虐待通告の初動対応、施設や里親の支援、家族再統合に要する人員を基礎とするなど、抜本的な見直しを行うこと。
- ② より高度な相談援助技術、特に虐待対応技能を高めるために、各児童相談所の所長、児童福祉司、児童心理司等、それぞれの職種、職階に応じた研修体制の充実を図るとともに、地方での研修を実施すること。
- ③ 虐待を行った保護者や被虐待児童への心理的ケアについては、虐待の再発防止、被虐待児の心身の健全な発達のため欠くことのできないものであることから、特に保護者に対する支援プログラムを国において開発するとともに、心理治療を行うことのできる高度な専門性を持った医師、児童心理司等を養成し、これらの職種の配置基準を設けること。
- ④ 市町村における虐待相談体制の整備及び要保護児童対策地域協議会の機能強化のための人員配置及び人材育成に要する費用については、平成 20 年度から次世代育成支援交付金において支援対象となったところであるが、平成 25 年度以降においても継続実施するとともに、基準点数の増加等、より一層の支援を図ること。

特に、市町村の相談体制については、人口や相談件数などを基準とする配置基準を明確にすること。

(2) 援護を要する子どもへの支援

- ① 児童虐待の急増等により、子どもの心の診察や治療のニーズが高まっているため、これらに十分対応できるよう、早急に児童精神科医等専門医の養成について対策を講ずること。
- ② 税財源の移譲が実現するまでの間は、児童養護施設等の入所児童の処遇向上を図るとともに、虐待を受けた児童および軽度の知的障害や発達障害のある児童の入所が増加している中で、これらの児童のケアにあたる指導員・保育士・心理療法担当職員等直接処遇職員の体制強化を図るため、配置基準そのものを改善すること。
- ③ 被虐待児の措置を行った場合に支弁する被虐待児受入加算費については、対象が児童養護施設等に限定されており、里親に措置（委託）された場合には支弁されない。また、一時保護委託を行った場合に支弁する一時保護委託費の被虐待児受入加算費及び乳児等受入加算費については、対象が児童養護施設等に限定されており、里親や医療機関等が対象となっていない。

これらの加算費の支弁対象を児童相談所が措置（一時保護委託含む。）した施設等の種別に関わらず、全ての措置（委託）先に拡大すること。
- ④ 都道府県が措置費を支弁している児童自立生活援助事業について、事故等が起きた際の都道府県と事業者の責任範囲が不明確であるので、これを明確にすること。

(3) 児童虐待の予防、早期発見体制の強化

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）に対する次世代育成支援対策交付金の基準を見直すこと。

Ⅲ 自立支援制度・障害者福祉に関する事項

5 障害福祉施策の充実について

障害者自立支援法に代わり新たに制定される障害者総合支援法について、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に資するものとなるよう、以下のとおり必要な措置を講ずること。

(1) 障害者総合支援法の円滑な施行等

- ① 「障害者総合支援法」においては、常時介護を要する障害者に対する支援や、障害者の就労支援などの障害者福祉サービスの在り方など「骨格提言」に位置づけられた内容の多くが、引き続き検討事項とされているが、これらの検討にあたっては、障害当事者をはじめ実施主体である地方公共団体と十分に協議を行うとともに、将来にわたって安定した運営ができるよう国において必要な財源を確保すること。

「障害者総合支援法」においては、支援の対象者に難病患者が追加されたところであるが、何らかの心身機能の障害があって、継続的に日常生活及び社会生活に制限を受けており、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる仕組みとすること。

- ② 障害支援区分の見直しに当たっては、当事者団体、地方公共団体等関係団体の意見を十分に聴取した上で、その検討状況を明らかにすること。

また、障害者のニーズに即して、公平・公正な支援を効果的に実施するためには、支援の必要度に関する客観的なルール・基準が必要であるため国庫負担基準や利用基準についても、サービス利用状況や障害者のニーズを十分把握した上で、必要な見直しを行うこと。

- ③ 「障害者総合支援法」の施行に伴い新たに発生する経費について、適切な財源措置を講ずること。

- ④ 障害者自立支援対策臨時特例基金事業については、平成 24 年度まで期間延長がなされたところであるが、事業者に対する運営安定化や法の円滑な実施を図るため実施されてきた経緯を踏まえ、実施効果を十分検証し、平成 25 年度からの「障害者総合支援法」施行後も、法の円滑な実施を図れるよう、継続が必要なものについては国庫補助事業とするなど、恒久的な措置として制度化すること。

(2) 地域生活の支援

- ① 地域生活支援事業については、その内容について再度検証し、移動支援事業や日常生活全般に常時の支援を要する盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業などについてはさらなる個別給付化の推進・検討を行うこと。

また、現状では十分な財源が確保されておらず、都道府県や市町村において超過負担が発生している状況にあることから、事業が確実に実施できるよう、財源措置を講ずること。

- ② 障害者の移動支援については、障害者の外出・社会参加を促進するため、公共交通機関の未整備である地域や支援学校の通学バスが巡回できない地域等に配慮し、必要な場合は通学等についても移動支援の給付が可能になるようなしくみを検討すること。

さらに、施設入所者についても必要な場合には移動支援サービスを受けられるような仕組みを検討すること。

- ③ 事業者がグループホーム等の設置など地域生活の支援を中心とした事業展開の促進や、地域生活・地域移行を進めるにあたって重要な短期入所のレスパイト的機能の安定的な運営ができるよう、平成 24 年度の報酬改定後の実態を検証し、必要に応じその見直しを検討すること。

また、グループホーム等の整備については、特に初年度に多額の共用備品等の購入が必要であることから、設備整備の補助制度を創設すること。

- ④ 市町村において、基幹相談支援センターの設置促進や地域の実情に応じたきめ細かな相談支援事業が展開できるよう、十分な財政措置を講ずること。

- ⑤ 身体障害者相談員・知的障害者相談員と同様、精神障害者相談員についても法的な位置づけを行い、財源措置を講ずること。

(3) 就労支援の充実

- ① 障害者の就労支援については、障害者雇用を進めるための法制の強化をはじめ、利用者負担に配慮しつつ、より指導力の高い職員を要する就労継続支援（A型）事業に係る報酬単価の改善や、福祉施設から一般就労への移行施策の充実、「就労移行支援事業」や「障害者就業・生活支援センター」の拡充などによる障害者の職場定着のための支援の充実に努めること。

- ② 地域において障がい者が自立した生活を営むためには、一般就労への移行はもとより、工賃向上に資する取組みを推進するなど、福祉的就労の充実・強化を図ることが重要であることから、平成 25 年度以降も国において十分な財政措置を講ずること。

また、在宅就業障害者支援制度の対象となる福祉施設等について、要件緩和を行い、「工賃向上計画」を策定した福祉施設等を対象とするなど、企業等からの発注促進に向けた制度改善を図ること。

- ③ 移動やコミュニケーションに困難を伴う在宅障害者にとって、ITを活用した在宅就労（テレワーク）が有効な働き方として期待されていることから、在宅障害者に対する企業からのアウトソーシング発注に対する税制上の優遇措置など、在宅障害者の就労支援に資する方策を講ずること。

また、在宅障害者等の就労をさらに促進する観点から、地方自治法施行令（第 167 条の 2 第 1 項第 3 号）に基づく地方公共団体等が随意契約できる業務について、役務の提供、物品の購入に限らず業務全般となるよう早期に法令改正を図るよう関係省庁に働きかけること。

6 心神喪失者等医療観察法に基づく指定通院医療機関の確保について

心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関は、現在、国の施設で整備が進められているところであるが、併せて鑑定入院医療機関についても国の施設において確保すること。

また、指定通院医療機関については、国の施設で重点的に確保することとし、必要数の確保については、国の責任において行っていただきたい。

さらに民間病院等に対しては、指定通院医療機関の役割と責任を明確に示し、要する経費については、十分な財政措置を講ずること。

また、対象者が相談支援等の障害福祉サービスを容易に受けることができるよう、障害福祉サービス事業所に対しても同様の措置を講ずること。

7 障害者の尊厳の保持について

「障害者虐待防止法」の施行に当たっては、市町村等の体制整備や対応ノウハウの獲得を十分に支援するとともに、円滑な法施行に必要な財源を確保すること。

併せて、障害者差別の解消に向けて、実効性のある取組がなされるよう、「障害者の権利に関する条約」の早期批准に向けた関係国内法の整備等を着実に進めること。

IV 介護保険制度・高齢者福祉に関する事項

8 介護保険制度等について

本格的な高齢社会を迎え、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、老後の不安を解消するため、介護保険が将来にわたり安定的に持続する制度として確立することが求められていることから、高齢者を支える世代の減少に備え、低所得者等の弱者に配慮しつつ、保険料負担や国・地方の負担のあり方を含め、安定した制度の確立に向けた検討を行うとともに、以下のとおり必要な措置を講ずること。

(1) 被保険者の負担軽減対策

- ① サービス量の拡大や介護職員の処遇改善等により、介護費用は今後も上昇が見込まれており、介護保険料についても更なる高騰が予測されることから、社会保障全体の問題として、国においては社会保障と税の一体改革で議論されているところである。

介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、介護報酬、保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な制度の改善を図ること。

- ② 低所得者に対する保険料負担及び利用者負担の軽減措置については、低所得者が必要なサービスが受けられないことがないように、国の制度として法令で明確に位置づけ引き続き制度のあり方を検討するとともに、施設利用に係る補足給付等の低所得者対策に要する経費について、必要な財政措置を講ずること。

併せて、在日外国人無年金高齢者についても、老齢福祉年金受給者との格差解消のため、同様の負担軽減措置を講ずること。

なお、現行の「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」については、市町村や社会福祉法人の取組を促進できるよう、事務手続きの簡素化と併せて、社会福祉法人の意義や今後のあり方についての検討を踏まえ、公平性の観点から一般的な施策として見直し、制度化することを検討すること。

(2) 要介護認定の見直し

要介護認定については、一定の改善が図られたところであるが、今後さらに介護や支援を必要とする高齢者が増加することなどから、住民にわかりやすく使いやすいものとするとともに保険者の事務負担や経費の軽減を図るため、認定の有効期間の延長及び更新申請時の処分期間の延長など手続きのさらなる見直しを行うこと。

(3) 人材の養成、確保、定着支援

介護支援専門員等介護サービスを担う人材が確保されるよう人材の養成および確保について引き続き必要な支援を行うこと。

特に介護支援専門員については、利用者の立場にたった業務をより一層遂行でき

るよう、継続的に実態を把握し、業務の簡素化等必要な改善措置を講ずること。

(4) 介護サービス基盤の整備

- ① 第5期計画期間における介護ニーズに適切に応えられるよう、各種介護サービス基盤の整備について十分な財政支援を行うこと。
- ② 介護保険の適用除外施設の退所者が介護保険の被保険者資格を取得した場合の保険者の取扱について、介護保険施設等入所者の住所地特例に準じ、適用除外施設に入所する前の市町村を保険者とするなど、制度の見直しを行うこと。

また、サービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ付住宅」という。）においては、有料老人ホームの定義に該当しても、特定施設入居者生活介護の指定を受けない賃貸借方式の施設については、住所地特例の対象外とされているが、こうしたサ付住宅も多数存在している。

今後、高齢者の居住の安定確保の一つとして、サ付住宅の増加が見込まれるが有料老人ホームの定義に該当する賃貸借方式のサ付住宅についても、住所地特例の対象となるよう制度の見直しを行うこと。

9 地域包括ケアの推進について

地域包括ケアを推進するために必要な財政等の支援を充実するとともに、次の事項に配慮すること。

- ① 都道府県や市町村、公益法人等関係団体が地域の実情に応じて実施する施策に対して、恒常的かつ十分な財政措置を講ずること。
- ② 地域包括ケアを担う医療・介護・福祉の各人材の育成や確保、また、ネットワーク連携に係る研修等の実施に係る支援を充実すること。
- ③ 地域包括支援センターの人材確保、資質向上など体制整備の強化や、地域に応じた高齢者支援策が積極的に推進できるよう、地域支援事業交付金の対象となる上限割合を見直すとともに、それに伴い地方自治体や保険料の負担が増とならないよう国の負担を増やすなどの交付基準の見直しを行い、十分な財政措置を講ずること。
- ④ 事業仕分けの結果を受けて、地域包括支援センター職員研修の国庫補助が廃止されたが、地方自治体に負担を転嫁することなく、国の責任において研修が実施できる十分な財政措置を講ずること。

10 在宅福祉対策の拡充について

介護保険制度下における、老人福祉計画および介護保険事業（支援）計画を推進するためには、在宅福祉サービスに係る計画的な基盤整備をより一層進める必要があることから、次の事項について配慮すること。

- ① 認知症の方に適切なサービスが提供されるよう医療と介護サービス等の連携を強

化すること。

- ② 認知症ケアの支援体制の構築・充実を図るため、希望するすべての市町村の地域包括支援センター等に認知症地域支援推進員を配置できるよう、恒久的な制度とするとともに、市町村の配置計画の実現に必要な財政措置を講ずること。
- ③ 恒久的な制度とするためには、都道府県や市町村の意見をあらかじめ聞くとともに、過度な負担が生じることのないよう、制度設計すること。

1 1 高齢者虐待防止の推進について

高齢者虐待防止の推進を図るため、関係機関のネットワーク作りや相談機能の充実に対する支援、関係職員の研修、住民の啓発などについて、総合的な施策の推進が図られるよう、十分な財政措置を講ずること。

1 2 平成24年度介護報酬改定・制度改正について

平成24年度介護報酬改定及び制度改正により見直された下記項目について、効果検証や実態把握に基づき、実態に即し、より一層適切なものとなるよう措置を講ずること。

- ① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、施設の重点化・機能強化等を図る観点から要介護度別の報酬設定が行われたが、介護老人福祉施設のユニット型にあっては、要介護5は同額であるものの、要介護4以下の全てが減額、多床室にあっては、ユニット型と比して大幅な減額、介護老人保健施設にあっては、在宅復帰の状況及びベッド回転率を指標とし、それを満たすものと満たさないものとの大きな差が設けられた。

これらの介護報酬については、「平成24年度介護報酬改定検証・研究委員会」等において調査・検証が行われるとのことであるが、ユニットケアの特性から多くの配置人員を必要とする老人福祉施設のユニット型施設や低所得者の利用希望が多い多床室、在宅復帰をめざしながらも復帰後に地域の受け皿がないなど長期に入所者を受け入れざるを得ない介護老人保健施設も地域における貴重な介護基盤であるため、実施したサービスに対する適切な介護報酬となるよう、十分に検討すること。

- ② ユニット型個室の第3段階の利用者負担の軽減措置が拡充されたが、現行の特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）については、介護保険制度の枠外で所得保障政策の一環として位置づけ、給付対象、給付額を拡大すること。

V 医療保険制度に関する事項

13 国民健康保険制度等について

国においては、平成22年12月に「高齢者医療制度改革会議」において、現行後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険を国民健康保険制度に一本化した上で、75歳以上を国民健康保険と被用者保険に戻した上で、国民健康保険の広域化を目指す改革案が示された。また、平成24年2月に、市町村国保の財政運営の都道府県化などを含んだ「社会保障・税一体改革大綱」が決定された。しかし、今後も増嵩する医療費を誰がどのように賄うかという財源論が明確にされていないなど、多くの問題点がある。

新たな医療保険制度の検討を行うに当たっては、住民が必要とする医療サービスを将来にわたって安定的に供給できるよう、国の責任において、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化を目指すべきであり、それに向けた具体的な道筋を早期に明らかにすること。

また、制度設計に当たっては、国と地方の協議の場に関する法律に基づく協議等により、地方公共団体の意見を十分に反映するよう努めるとともに、住民が安心して必要な医療サービスを受けることができるよう、以下のとおり必要な措置を講ずること。

(1) 安定的運営に向けた基盤強化

市町村国保は、景気の低迷、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加等により、財政運営が厳しい状況にあることから、市町村国保が抱える構造的問題の抜本的解決策を示すこと。

また、医療保険制度におけるセーフティネットとしての市町村国保の役割を踏まえ、低所得者等の負担の増加を引き起こすことなく、その安定的な運営が確保されるよう、国の責任において国庫負担制度の創設など適切な財政措置を講ずること。その際、地方公共団体への財政負担の安易な転嫁を行わないよう留意すること。

(2) 医療保険制度の一元化

国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり安定的な医療保険制度の運営を確保するため、都道府県単位での保険者の再編に終わることなく、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化を目指すこと。

また、その制度設計に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映するよう努めること。さらに、市町村国保の広域化等を都道府県において検討する際に必要となるデータの提供等の支援を行うこと。

(3) 福祉医療費助成制度の国制度化

重度障害児（者）、乳幼児、ひとり親家庭等に対する福祉医療費助成制度は、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠であり、国民にとってのナショナルミニマムといえるものであることから、国において早急に制度化すること。

また、制度化するまでの間においても、全都道府県が地方単独事業として実施している実態に鑑み、地方交付税措置も含め、十分な財政措置を直ちに講ずること。

(4) 国庫負担金の減額措置の廃止

福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置については、福祉医療費助成制度が社会的弱者に対するセーフティネットとして必要不可欠であり、全都道府県が単独事業として実施している状況を踏まえ、直ちに廃止すること。

(5) おむつ代の支給

医療保険適用の療養病床に入院中の要介護者に対して、おむつ代の支給を図ること。

VI 地域福祉の推進及び生活保護に関する事項

14 福祉に従事する人材の確保について

福祉に従事する人材の確保を図るため、福祉人材センターや福利厚生センターの事業の積極的な拡大、社会福祉事業従事者の給与をはじめとする処遇の改善や経営実態を踏まえた適切な介護報酬等の設定、従事者の資質向上に向けた取り組みの適切な実施など、事業所が安定的に運営されるような総合的な対策を推進すること。

また、人材確保指針の改定に伴い、市町村の責務が明記されたことから、市町村の人材確保事業を推進するための国庫補助制度の創設など財源措置を実施すること。

さらに、福祉・介護の人材確保については、地域の実情に応じた総合的な施策展開が必要なことから、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金を活用して実施する特別対策事業については、実施期間の長期化を図るとともに、対象事業を限定せず、都道府県の裁量により主体的に取り組むことができるよう必要な措置を講ずること。

また、福祉・介護の人材確保については、長期的な視野に立って継続的に施策を展開することが重要であるため、特別対策事業が終了した後も必要な財源確保を図ること。

併せて、福祉人材の養成、確保および資質向上の観点から、以下のとおり必要な措置を講ずること。

(1) 民間施設給与等改善費の改善

施設職員が在宅福祉に従事する期間を、民間施設給与等改善費の経験年数として算入されるよう制度を改善すること。

(2) 介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善について、平成 21 年度から平成 23 年度までの間、介護職員処遇改善交付金を活用して実施され、賃金格差の解消が一定程度図られたところである。

平成 24 年度以降は介護報酬に組み込まれ、平成 27 年 3 月 31 日までの間は加算で対応することとされ、また、平成 27 年 4 月 1 日以降については、次期介護報酬改定において、基本サービス費において適切に評価を行うという方針が示されているが、当該加算においても対象職種は介護職員に限定されている等の課題は残されている。

引き続き介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、次期介護報酬改定等の介護保険制度の見直しの中で、恒久的な対策を検討し、その詳細を早急に示すこと。

なお、財源措置を含めた検討を行い、必要な財源については国において措置すること。

15 生活保護制度の見直しについて

生活保護制度について、平成23年の「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中間とりまとめにおいて、引き続き検討を進めるとした事項について、地方の意見を十分反映させるとともに、国民の生存権的基本権を守るのは国の責務であることから、生活保護費を全額国の負担とすること。

16 福祉のまちづくりの推進について

(1) 支援策の拡充・総合的な補助制度の導入

高齢者や障害者をはじめ、全ての人が安全で快適に暮らし、社会参加できる福祉のまちづくりを推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の内容の普及啓発、補助、融資、税制上の優遇措置等の支援策を一層拡充するとともに、鉄道、バス、道路、建築物など個別の事業や各省庁の枠を越えた総合的な補助制度の導入を図ること。

(2) 学校施設へのエレベーター等の設置

学校施設へのエレベーター等の設置を促進するための措置の拡充を図ること。

17 社会福祉施設等の整備運営について

社会福祉施設等の整備・運営の充実を図るため、権限を地方に移すとともに、交付金制度を廃止し、一層の税源移譲を図ること。

また、所要の税源移譲が実現するまでの間は、現行の国庫補助金の増額及び交付金の十分な財源確保を図るとともに、以下のとおり必要な措置を講ずること。

(1) 障害者施設の整備

障害者施設の整備については、国庫補助協議が全て採択されるよう、十分な予算措置を講ずること。

(2) 児童養護施設等の整備

児童養護施設等の整備について、地域の実情に応じ、自主性を持って創意工夫を柔軟に行えるよう、権限を地方に移すとともに、交付金制度を廃止し、一層の税源移譲を早期に行うこと。なお、所要の税源移譲が行われるまでの間については、次世代育成支援対策施設整備交付金の趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村の計画に基づいた施設整備が図れるよう、計画に位置付けられた施設の整備は、年度計画どおり全件採択されるとともに設置主体の負担増に繋がることのないように実情に見合った交付基準とするなど必要な財政措置を講ずること。

(3) 保育所等の整備

保育所等における子どもたちの安全・安心につながる安全管理体制の充実を図るため、耐震化をはじめとする防火・防災対策及び防犯機能の充実に配慮した施設整備の推進、並びに年々増加する障害児保育のニーズに応えられるよう、安全性に配慮されたエレベーター設置に十分な財源措置を講ずること。

また、耐震化が遅れている公立保育所について、耐震化が促進されるよう新たな財源措置を講ずること。

(4) 余裕教室を活用した社会福祉施設の改築整備

公立学校等の余裕教室を活用した社会福祉施設の改築整備を促進するため、余裕教室を改築して設置する場合についての補助単価を引き上げること。

(5) 小規模福祉施設等の整備

要介護高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型特別養護老人ホームをはじめとした小規模福祉施設等の整備促進が望まれるため、平成 21 年度から始まった介護基盤緊急整備等臨時特例交付金において増額された交付金単価については、平成 25 年度以降も地域介護・福祉空間整備等交付金において恒久的な措置として継続すること。

18 福祉サービスに係る地域区分の見直しについて

福祉サービスに係る地域区分については、国家公務員の地域手当率を基本として設定されていることから、国の官署がない場合は「その他地域」となるなど、近接市町村間において区分率が大きく異なる場合や、同一市町村内でもサービス分野ごとに区分率が異なる場合があり、結果的に人材の確保・定着、福祉サービス提供基盤の整備促進（事業者の参入促進）及びサービス水準に地域格差を引き起こすおそれがあるなど、改善すべき課題が多い。

については、特に次の内容を重点として、地域区分の見直しに早急に取り組むこと。

(1) 地域の実情に応じた地域区分の設定

近畿府県においては、交通網が広域的に整備されており、とりわけ大都市圏においては、生活圈、経済圏にも大きな差異は見受けられないなど、地域ごとに特性があることを踏まえ、地域区分の設定にあたっては地域の実情を考慮すること。

(2) サービス分野ごとの格差の是正

本年 4 月の障害福祉分野と介護保険分野の報酬改定に伴い、今後 3 年をかけて地域区分について一定の是正措置が図られることとなったが、他のサービス分野についても同様に統一するよう、早急に是正すること。

19 在日外国人にかかる障害基礎年金・老齢基礎年金等の未受給者に対する救済について

昭和 56 年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法の改正により、昭和 57 年 1 月 1 日から国籍条項が撤廃されたが、施行日以前に居住していた外国人で、昭和 57 年 1 月 1 日時点において 20 歳以上のすでに障害のある者については障害基礎年金等の受給資格が、また、昭和 61 年 4 月 1 日時点において 60 歳以上の高齢者については老齢基礎年金等の受給資格が、それぞれ得られずに現在に至っている。

これらの障害者や高齢者等については、地域生活を送るうえで、非常に厳しい状況にあることから、早急に所要の救済措置を講ずること。

平成25年度

国の施策ならびに予算に関する

要 望 書

(一般要望事項)

平成24年8月

近畿府県民生主管部長会議

一般要望事項 目次

I 地方分権及び社会保障制度改革に関する事項

- 1 自然災害・新型コロナウイルス発生時における福祉サービス等の提供について・・・ 1
- 2 児童福祉法第27条第1項3号の措置に基づく都道府県と民間施設の関係等について・・・ 2

II 児童家庭福祉に関する事項

- 3 子育て支援・少子化対策の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 母子家庭等自立支援対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 配偶者からの暴力による被害者の保護等について・・・・・・・・・・・・ 5

III 自立支援制度・障害者福祉に関する事項

- 6 自立支援制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 7 障害者の社会参加の促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 8 障害福祉におけるIT関係施策の推進について・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 9 身体障害者認定基準の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 10 特別児童扶養手当等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 11 軽度・中度難聴児に対する補聴器購入助成制度の創設について・・・・・・ 8

IV 介護保険制度・高齢者福祉に関する事項

- 12 介護保険制度等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 13 介護サービス情報公表制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 14 医療と介護の連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 15 介護保険法、老人福祉法、社会福祉法への暴力団排除条項の追加について・・・ 11

V 医療保険制度に関する事項

- 16 後期高齢者医療制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 17 特定健康診査・特定保健指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 18 後期高齢者支援金の加算・減算の実施について・・・・・・・・・・・・ 14

VI 地域福祉の推進及び生活保護に関する事項

- 19 地域福祉計画策定の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 20 権利擁護事業の充実強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 21 生活福祉資金貸付事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 22 不動産担保型生活資金貸付制度（リバースモーゲージ）について・・・・・・ 16
- 23 隣保事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

24	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度について	16
25	生活保護における級地制度の見直しについて	17
26	中国帰国者に対する定着自立促進対策の充実・強化について	17
27	短期滞在外国人等の医療費問題について	17
28	福祉関係職員等に対する人権教育・啓発の推進について	18
29	地域生活定着支援事業の円滑な実施について	18
30	福祉サービス等第三者評価の受審にかかる誘導策について	18
31	民生委員制度のあり方及び活動に係る財源措置について	18
32	介護・福祉人材について	19

I 地方分権及び社会保障制度改革に関する事項

1 自然災害・新型感染症発生時における福祉サービス等の提供について

昨年発生した東日本大震災や西日本での豪雨により、多くの社会福祉施設が被災し運営が不可能となっただけでなく、被災後も、高齢者や障害者が安心して避難生活を送ることができなかった。また、自然災害だけでなく、平成 21 年に近畿地方で新型インフルエンザなどが発生した際には、感染拡大のために行政機関が事業者休業要請を行ったが、通所系サービスや保育サービスの代替機能の確保などに課題があることが判明した。

こうした危機的な状況下にあっても、住民に必要なサービスを提供可能な体制を整えるため、国として適切に対応するとともに、以下のとおり必要な措置を講ずること。

- (1) 強毒型の新型インフルエンザ等感染症対策にかかる社会福祉施設等の休業措置等への対応
 - ① 感染拡大を迅速に防ぐため、国として休業要請を行うための明確な指針を示すとともに、介護・福祉サービス事業者等が要請に応じた場合、代替サービスの提供等による利用者へのサービスの維持確保及び休業補償等による事業者の負担軽減のための財政支援を含めた適切な措置に実施期間を延長するとともに、自家発電装置等の整備が行え置を講ずること。
 - ② 家族や従業員が濃厚接触者となったり、当該従業員の出勤停止などの対応により、人員基準を満たさなくなった場合においても、運営基準・報酬告示の弾力的な運用を認めることとし、介護報酬等が請求できるような措置を講ずること。
 - ③ 保育施設が臨時休業することにより、従事者等が欠勤せざるを得ない場合が想定されることから、従事者が安心して勤務できるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 社会福祉施設における危機管理体制の強化
 - ① 社会福祉施設等耐震化等臨時交付金を活用した基金事業については、平成 24 年度まで期限が延長されたところだが、未実施の施設の耐震化等を推進するため、さらるよう、補助対象事業を拡大すること。

また、老人福祉施設においても耐震化やスプリンクラー整備等が行えるよう、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金における認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業、ならびに地域支え合い体制づくり事業による自家発電装置等の整備について、平成 25 年度以降も地域介護・福祉空間整備等交付金において恒久的な措置として継続するとともに、特養等の耐震化を推進するため防災改修等特別対策事業の補助対象施設の拡大を図ること。
 - ② 社会福祉施設における災害対策用食糧・資器材等の整備については、社会福祉施設で災害発生時の食糧・資器材等を整備し、また、食糧等更新に必要な物資の更新ができるよう、補助制度の創設について検討すること。

(3) 東南海・南海地震等に向けた災害援護資金貸付金制度等の改善

災害が発生した場合に生じる災害弔慰金、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金貸付金の事務は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村の自治事務とされている。

しかし、東日本大震災では、国において特例措置が講じられ、制度の拡大が図られる等、その運用等については、実質、国が定めるものとなっている。

そうした中、過去の災害では、災害援護資金貸付金の償還において、償還金の一部が市町村に弁済されないため、都道府県への償還に、市町村が財政負担をせざるを得ない状況となってきている。また、災害障害見舞金の支給においても、対象となる障害の基準が厳しく、多くの障害者が救済の対象となっていない。

今後甚大な被害が懸念されている大地震を始め、災害の発生に備え、制度を安定的なものとするため、その制度のあり方等を都道府県及び市町村と十分に協議の上、適切な見直しをすること。

2 児童福祉法第27条第1項3号の措置に基づく都道府県と民間施設の関係等について

平成19年1月25日の最高裁判決において、

- 1 児童福祉法第27条第1項第3号の措置に基づき社会福祉法人の設置運営する児童養護施設に入所した児童を養育監護する施設の職員等は「都道府県の公権力の行使に当たる公務員」とみなす。
- 2 国又は地方公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を与えた場合であっても、当該被用者の行為が公権力の行使に当たるとして国等が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うときは、使用者は民法715条に基づく損害賠償責任を負わない。

とされたところであり、今後、入所中の児童の事故等の責任について、故意又は重大な過失を除き、都道府県が損害賠償責任を負うことになる。

この判決は、「措置制度」全体に大きな影響を与えることから、国においては、判決に対する見解を示すとともに、都道府県と施設の関係、損害賠償金の確保等、今後の対応方針・対策を早急に示すこと。

Ⅱ 児童家庭福祉に関する事項

3 子育て支援・少子化対策の充実について

(1) 子育てを支える多様なサービスの充実

① 保育所運営費負担金における給与基準については、職員配置の実態に即した継続的な給与保障ができるよう、民間施設給与等改善費の改善を図ること。

また、地域主権一括法により府県等の条例で規定するにあたり「従うべき基準」とされている保育士の配置基準について、改善されるとともに、それに伴う財源措置を講ずること。

② 山間部など少子化が進み、定員が確保できない小規模の保育所では経営が厳しいため、地域事情に配慮した加算措置を創設するなど、小規模保育所の保育単価の見直しを検討すること。

③ へき地保育所の子育て支援交付金における算定基準では、児童数が10人以上とされており、それ以下の人数になると2年間を過ぎると交付金の対象から外れる。へき地保育所をなくすことは、ますます過疎化を促進することにつながり、また、財政力の弱い町村にとって、単独で運営することは困難である。ついては、交付基準額を引き上げるとともに、児童数が10人未満となった場合においても、その年数にかかわらず交付基準の対象とされるよう制度の改善を図ること。

④ 児童厚生施設の施設整備算定基準は実勢単価に見合ったものとなっておらず、設置主体は大幅な負担を余儀なくされている現状である。税源移譲が実現するまでの間は、実勢単価に見合うよう算定基準の引上げを図ること。

⑤ 病児・病後児保育事業について、利用実績の少ない小規模な事業実施主体にも看護師及び保育士を配置するために最低必要な経費に見合った金額が市町村等に補助されるよう一層の改善を行うとともに、事業実施に十分な財源措置を講ずること。

⑥ 「放課後子どもプラン」について、「放課後児童健全事業」と「放課後子ども教室推進事業」との更なる連携が図られるよう、現行の水準を維持するのみでなく、施設整備費の国庫補助率の引き上げ、現行施設の増築、修繕を含め、維持・管理に要する経費の十分な助成措置など一層の充実を図ること。

また、小規模（10人未満）な放課後児童クラブ全てを補助対象とするなど地域の実情を踏まえた要件緩和及び国庫補助基準の改善、障がい児の放課後児童クラブ受入促進のための送迎支援や補助基準額の増額などの制度の充実を図ること。

(2) 出産に伴う経済的負担の軽減

児童福祉法第22条に規定する助産制度については、第一種及び第二種ともに、出産費用が高騰している事情に鑑み、国庫負担金基準額の引上げを図ること。

(3) 障害児保育の充実

障害児保育事業については、重度や医療行為を必要とする障害児など障害の程度

に応じた適切な処遇の確保や低年齢児への適切な健康管理を行うため、保健師又は看護師等を定数外で配置するなど、障害児保育の一層の充実が図られるよう財政措置を講ずること。

また、へき地保育所についても、認可保育所と同様に対応すること。

4 母子家庭等自立支援対策の推進について

今後展開される母子家庭等自立支援対策については、その生活実態を踏まえつつ、真に自立を支援する実効性ある施策として推進されるよう、以下のとおり必要な措置を講ずること。

(1) 児童扶養手当制度の改善

- ① 児童扶養手当の円滑な制度運用ができるよう、児童扶養手当の一部支給停止措置適用除外に伴って増加する支給事務に必要な費用については、国の責任において十分な財源措置を講ずること。

また一部支給停止に伴う受給資格者の事務手続きが複雑であり、受給資格者の負担が大きいことから、速やかに廃止すること。

- ② 日本国籍を有する児童を監護する在留資格のない外国人女性が、DV被害により児童を伴い避難している場合、児童扶養手当の申請は在留資格申請が認められた日以降しかできないとされているが、児童の監護等の要件を備えている場合は、在留資格申請時から児童扶養手当の申請（認定保留）ができるよう改めること。

(2) 母子家庭等対策の充実等

- ① 市及び福祉事務所設置町村において母子家庭福祉施策の取り組みが地域差を生じることなく推進されるよう、自治体の実情を踏まえ、現況以上に地方へ負担を求めることのないよう配慮すること。
- ② 母子家庭の経済的自立を図るため、保育所の一層の整備等、職業生活と子育ての両立支援策や母子家庭の母の状況に応じた職業能力の開発や就業あっせん等の就労支援策を拡充するとともに、母子家庭の母に対する雇用の場の創出に努めること。また安定的な雇用・就労機会の確保及び拡充のため、ハローワークなど雇用施策機関との連帯が実効性のあるものとなるよう配慮すること。
- ③ 母子家庭の母等の雇用を促進するため、平成18年度から母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰が創設されたが、引き続き、事業主に対し積極的な広報・啓発を行い、積極的な採用を行う企業等の登録、公表など具体的な雇用促進策に取り組まれるとともに、より実効性を担保するために、母子家庭雇用に対する法定雇用率の創設や各種助成金の拡充等を行うこと。
- ④ 母子家庭にとって、住居問題は離婚直後直面する急務な課題であることから、民間住宅への入居に際して、支給期間を限定した公的な家賃補助制度又は貸付制度等の住宅施策を創設すること。

- ⑤ 平成 19 年度から国の養育費相談・支援センターが設置されたが、都道府県における養育費相談員の配置が促進されるよう財政支援をより一層充実するとともに、母子家庭等の児童に対する扶養義務の履行を確保するため、養育費支払等に関する広報・啓発活動の促進、扶養義務の履行を確保する施策のあり方について引き続き検討すること。

また、平成 24 年度から面会交流支援事業が国庫補助対象となったが、事業を実施するに当たり面会交流支援員の人材確保や養育費相談・支援センターをはじめとする関係機関との連携が不可欠であることから、より一層の支援の充実を図ること。

- ⑥ 児童扶養手当受給者の自立・就労を図るための施策として、母子自立支援プログラム策定事業が平成 18 年度から全国展開されたところであるが、実施自治体が安定した人材雇用を図れるよう、人件費の基準単価について一定の固定費用を見るなど、必要な経費について十分な財源措置等を講ずること。

(3) 母子寡婦福祉資金貸付制度

- ① 母子家庭の母等が将来に過大な債務を負うことなく経済的自立に向けた適正な貸付となるよう、償還能力等の貸付基準の明確化を図ること。
- ② 母子家庭の母等への自立支援は就業支援も含め総合的に実施することが望ましいので、母子寡婦福祉資金貸付については、貸付から償還指導までを一貫して市及び福祉事務所設置町村でも行えるよう制度改正を検討すること。

5 配偶者からの暴力による被害者の保護等について

配偶者からの暴力が増加傾向にある中、DV法に基づき、配偶者からの暴力による被害者の保護等に万全を期すことができるよう、次の事項について配慮すること。

- ① 相談支援体制の強化については、「暴力の定義」に精神的暴力が加えられたこと等により、男性被害者も増加していることから、税源移譲が実現するまでの間は、婦人相談所以外の支援センターにかかる国庫補助制度の充実など、相談支援体制の充実、整備に向けた取り組みを強化すること。
- ② 民間の団体に対する援助については、地方公共団体が講ずるもの（運営費補助等）は、義務的経費化が必至となる一方、これに対する国の援助は、臨時的要素の強い対応（単年度毎の特別交付税の算定化）にとどまっている。よって、地方公共団体が民間の団体への援助を講じ易い環境整備に向け、安定的かつ十分な財源措置を講ずること。

Ⅲ 自立支援制度・障害者福祉に関する事項

6 自立支援制度について

(1) 利用者負担の軽減措置等の充実

障害福祉サービス等に係る利用者負担の軽減措置が講じられているが、障害者が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き実態を踏まえた検証を行い、所要の改善を図ること。

また、障害者の生活の安定を図るため障害基礎年金の増額など所得保障制度を充実するとともに、障害者雇用を進めるための法制の強化や就労支援策の充実など一層の取組みを進めること。

(2) 病院等へのホームヘルパー派遣等

入院中の看護等については、厚生労働省保険局医療課長通知（平成18年3月6日付保医発第306002号）第2の4(6)アにより「看護は、当該保険医療機関の看護職員のみによって行われるもの」とされており、基本的には、医療機関で必要な体制を整えるべきと考えるが、重度障害者等については、十分な対応ができないケースがあるものと考えられるため、ホームヘルパー派遣等ができるよう必要な検討を行うこと。

(3) ケアホーム等における重症心身障害者や強度行動障害者支援

- ① 重症心身障害者や強度行動障害者を支援する通所事業所やケアホームにおいて、医療依存度と介護の困難性の高さに対応する看護師・介護職員等の配置を確保するため、障害者総合支援法のもとでの適切な報酬体系を構築すること。
- ② 車いす・ストレッチャーでの生活に耐える床の強度やスペース、災害時の避難対策を備えた重度障害者対応の通所事業所、ケアホームの整備促進を図るための整備費助成制度を拡充すること。

(4) 自立支援医療の拡充

自立支援医療の対象者について、これまで対象とされていなかった在宅酸素療法等、重度かつ継続して医療が必要なものについて対象とすること。

(5) 発達障害者支援センター等の運営費の創設

発達障害者支援センター等の運営費は、事業規模が大きいことから、地域生活支援事業とは別に、新たな国の財政支援制度を創設すること。

7 障害者の社会参加の促進について

(1) 鉄道・有料道路料金等に係る割引の充実

JR等鉄道会社の障害者に対する運賃割引については、距離制限を撤廃するとともに、特別急行券についても割引の対象とすること。

また、有料道路通行料金の割引については、車両制限を撤廃するとともに、重度身体障害者の範囲を拡大すること。

加えて、精神障害者保健福祉手帳について、写真貼付欄が設けられたことにも鑑み、同手帳の所持者を割引の対象とすること。

(2) 障害者のスポーツ及び芸術・文化活動への支援

障害者のスポーツ及び芸術・文化活動は、障害者の自己実現及び生きがいをづくりに資するものであり、いずれも障害者の社会参加を促進し、また障害者理解を推進することが期待されることから、障害者のスポーツ及び芸術・文化活動への積極的な支援を一層推進すること。

(3) 補助犬に関する支援の充実

身体障害者補助犬法が一部改正されたことに伴い、同伴拒否等への救済が図りやすくなったところであるが、今後、都道府県等が補助犬の育成や相談対応を円滑に行うための支援を充実すること。

8 障害福祉におけるIT関係施策の推進について

社会の各分野で情報化が進むなか、障害のある人が情報格差（デジタル・デバイド）による不利益を被ることなく、IT（情報技術）を利用できる「情報バリアフリー」環境を整備することは重要であることから、情報格差解消のための基盤整備に向けて十分な財源を確保するとともに、障害特性に配慮した講習会の開催やテキストの作成をはじめ、きめ細やかな支援策を展開すること。

9 身体障害者認定基準の取扱いについて

身体障害者手帳は、他の都道府県に転居してもそのまま有効であり、各種福祉サービス利用の基本となるものである。また、平成21年6月の福岡高裁判決で、自治体が定めた認定基準に「法的拘束力がない。」との判断が示されたことで、手帳制度の運用に多大の支障をきたす恐れがある。このため、全国共通の基準で認定できるよう、地方自治法の規定に基づく技術的助言と位置づけられている国の身体障害認定基準を法令上に位置づけること。

10 特別児童扶養手当等について

(1) 障害認定基準の見直し

現行の特別児童扶養手当の障害認定基準は、障害の種類別に定められているが、例えば、知的障害では、知的障害があり日常生活における身の処置にも援助が必要なものが2級に相当することに比べ、肛門等の障害は、人工肛門を造設し、かつ、新膀胱造設又は完全排尿障害を併せ持たなければ2級に該当せず、人工肛門閉鎖後は身の処置に援助が必要であっても手当が支給されない等、総体的に見ると、障害の種類により、中度・重度の基準の程度に不均衡が生じている。

については、父母等の介護の程度によって均衡がとれるよう基準の見直しを図ること。

また、障害の判定について、全都道府県で適正かつ均一の取扱いができるよう都道府県の判定医及び事務担当職員を対象とした研修を開催すること。

(2) 認定手続きの簡素化

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の障害の程度の認定が身体障害者手帳や療育手帳と別制度となっていることは、診断書の複数作成等、障害児を監護・養育している家庭に負担を強いるとともに、支援制度の内容を把握し利用するに当たり混乱を来す要因ともなっている。

については、身体障害者手帳や療育手帳の障害等級及び再認定期間をそのまま特別児童扶養手当等の認定に活かせるような制度に改善すること。

11 軽度・中度難聴児に対する補聴器購入助成制度の創設について

聴覚障害のある児童にとって、言語・コミュニケーション能力等の発達及び教育の場における学習の困難さの軽減等に補聴器は有効であることから、医師が補聴器を必要と認めた場合については、軽度・中度難聴児に対する補聴器の購入助成制度を創設すること。

IV 介護保険制度・高齢者福祉に関する事項

1.2 介護保険制度等について

(1) 介護保険制度の充実

- ① 介護保険制度の円滑な運営が図れるよう、地方公共団体の事務処理システムや体制整備に対し、十分な財政支援を行うこと。
- ② 三位一体改革により引き上げられた施設等給付費の負担割合増分について、将来の介護給付費の増加を見据えた十分な税源移譲を行うこと。
- ③ 障害者施策と介護保険の関係については、安定的な運営を確保し普遍的な制度を確立する必要があるため、見直しにあたっては、利用者や地方公共団体など関係者の意見を広く聞き、国民的合意形成を前提として、慎重に検討を進めること。
- ④ 財政調整交付金制度について、独居高齢者の増加等保険者の努力では対応困難な地域の事情を適切に反映するため、その調整財源を現状の介護保険給付費の国の負担25%のうち5%から、25%の別枠とする等、必要に応じて適切に見直すこと。
- ⑤ 介護報酬や区分支給限度基準額については、次期改定に向けて、今後ともサービスの需給状況等の実態を十分に勘案し、制度が円滑に推進されるよう、引き続きその水準について検討を加えるとともに、必要に応じて適切に見直すこと。
- ⑥ 介護保険法第22条に基づく介護給付費の返還やその加算金（以下「返還金等」という。）が発生した場合には、介護給付費負担金が減額される。返還金等の発生時（請求時）から返還又は不納欠損処理までの期間については、国等の負担金相当額を保険者が一時的に負担することとなっているため、その負担分を財政安定化基金から貸し付けることができるようにすること。
- ⑦ 保険料の見直しに当たっては、個人単位で賦課することを基本とし、賦課ベースを医療保険と同様に控除後の所得を基準としたものに改めること。
- ⑧ 特定入居者介護サービス費（補足給付）をはじめとする低所得者対策費用や被保険者が要介護・要支援状態となることの予防等を目的とした地域支援事業の費用については、介護保険特別会計ではなく、一般会計から支出するように改めること。
- ⑨ 平成24年度に取り崩される財政安定化基金のうち、国に納付される3分の1相当額について、国においては用途を検討中とのことであるが、基金取り崩しの趣旨が貫徹されるよう、国自ら積極的に保険料の抑制に取り組むこと。

なお、財政安定化基金の取崩しによる保険料の抑制は一時的なものであり、根本的な問題の解決にならないことから、今後の給付費の増加に見合った公費負担のあり方等についても議論すること。

(2) 介護予防の充実

- ① 介護保険制度の今後の運営について、引き続き介護予防の効果をはじめ、高齢者の経済的負担、地方自治体の財政負担など、運営状況を十分に把握・分析の上、都道府県や市町村などの意見を取り入れ、必要な点検・改善を行うこと。

- ② 予防給付については、真に必要なサービスを一律的に切り下げることなく、高齢者の心身の状況に応じて、適切なサービスが提供されるよう配慮すること。

(3) 在宅復帰及び療養病床再編に向けた取組

- ① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に入所中の高齢者について、在宅生活に移行することに伴う本人及び家族の介護不安を解消し、在宅復帰の円滑化を図る観点から、介護療養型医療施設と同様、退所前の一定期間における自宅への外泊時に居宅サービスの利用を可能とすること。
- ② 療養病床の再編について、介護療養病床の廃止期限が平成 29 年度末に延長されることになったが、個々の患者の状態に応じた必要な医療や介護サービス等を提供する療養基盤を確保する観点から、現行の医療施設又は介護施設の人員基準等で十分な対応が可能かどうか等も含め、地方公共団体・現場の意見を十分踏まえて検討し、早急に方針を示すこと。

また、介護老人保健施設等への円滑な転換を推進するため、国交付金による財政的な支援を含む各種支援措置を拡充すること。

1 3 介護サービス情報公表制度について

介護サービス情報の公表制度については、平成 24 年度から、制度の見直しが行われることとなったが、引き続き、以下のとおり一層の運用改善に努めること。

- ① 真に利用者のサービス選択に資するものとなるよう公表項目を見直すこと。
- ② 利用者が必要な情報を確認し、活用しやすくするため、利用者の立場に立った検索機能の充実や複数事業者の比較表示など画面表示を工夫すること。
- ③ 公表される情報について、利用者が最新の情報を確認できるようにするため、事業者自身が必要な情報を追加、修正できるようにすること。
- ④ サーバーの運用のほか、任意調査の実施、事業者情報の収集や公表など従来手数料を充てていた報告、調査、公表業務に係る経費について、国による運営財源を確保すること。
- ⑤ 介護サービス情報の公表制度、福祉サービス第三者評価及び地域密着型サービスの外部評価について、総合的なシステムとし、利用者に分かりやすく活用しやすい制度とすること。

1 4 医療と介護の連携について

(1) 報酬単価の充実

- ① 医療と介護が連携し、高齢者の個々の状態に応じたサービスが切れ目なく提供できるよう、退院調整やケアカンファレンス等の取組に対する診療報酬・介護報酬の充実を図ること。

- ② 介護予防支援に係る点数単価を適正な水準に上げられること。

(2) 在宅高齢者への支援の充実

- ① 在宅福祉サービス従事者が安心してサービスに従事し、また、在宅要援護高齢者等が安心してサービスを受けられるよう、在宅福祉サービスにかかる事故等に対する共済・災害補償制度の統一的な基準を定めること。
- ② 認知症疾患医療センターが認知症施策において果たしている役割の重要性に鑑み、同センターが指定のメリットを生かし自ら地域の認知症対策に取り組めるよう支援策（インセンティブ）と財政措置を拡充の上、対象施設数の拡大を図ること。
また、地域の中核機関として安定的な運営を図るための必要経費について再検討を行い、国庫補助要綱の見直しを図ること。
また、重度障害者の在宅生活を支えるための訪問看護サービスを創設すること。
- ③ 在宅寝たきり老人等を抱える世帯に対する所得控除の引き上げなど総合的な在宅介護者支援対策を確立すること。
- ④ 高齢者の生活を支えるNPO等地域の団体による見守りや配食サービス等に対する支援を拡充すること。

15 介護保険法、老人福祉法、社会福祉法への暴力団排除条項の追加について

介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法において、指定居宅サービス事業所、介護老人福祉施設等の指定、特別養護老人ホーム、有料老人ホームの届出等の関係条項に、暴力団員等を排除する旨の規定を追加すること。

V 医療保険制度に関する事項

16 後期高齢者医療制度について

(1) 国の財政負担の拡充

後期高齢者医療制度においては、財政リスクの軽減について国・地方公共団体が重層的に責任を果たす仕組みとされ、都道府県においては、これまでの医療費の公費負担に加え、新たに高額医療に要する費用、保険料軽減措置の補填及び財政安定化基金への拠出を負担することとされた。

安定的な制度運営のため、このような地方の負担増部分については、国において確実な財政措置を講ずるとともに、保険料軽減措置の都道府県・市町村による補填については、国においても応分の財政負担をするよう制度の見直しを行うこと。

(2) 保険料軽減等に伴う財政措置

保険料については、高齢者の生活実態に即し、負担が過度とならないように十分な検討を行うこととし、制度の改正によって新たな財源が必要となる場合は、地方に負担を転嫁することのないよう、国において確実な財政措置を講ずること。

併せて、地方の事務負担、財政負担が生じる制度改正を行うに当たっては、地方と十分に協議し、その合意を得ること。

(3) 電算システム改修等に対する支援

制度改正に伴う電算システム改修等の必要経費については、全額国において負担し、地方に新たな負担が生じないようにすること。

なお、電算システムの改修に際しては、十分に開発・テスト期間を確保しなければ、保険料の算定誤りなど制度の信頼を損なう事態につながりかねないことから、改修に不可欠な仕様（制度設計の詳細等）を早期に確定して示すこと。

また、広域連合の運営にあたっては、事務局体制の整備・拡充、電算システムの改修・維持管理等、引き続き多大な経費負担が見込まれることから、この点に関しても国において必要十分な財政支援を講ずること。

(4) 保険制度の違いによる世帯内の負担の是正

高額療養費、低所得者の食事療養標準負担額、高額医療・高額介護合算療養費等に係る患者負担については、世帯内で個々人が加入する保険が異なるなど、加入関係の変化に伴い負担が増加するケースがあるので、是正策を検討すること。

(5) 制度改正の周知

制度改正を行う際には、十分な時間的余裕をもって地方へ情報提供を行うとともに、制度設計者である国において、国民に対して十分な周知を行うこと。

また、制度改正に係る周知に関して地方が負担した経費については、全額国にお

いて負担すること。

17 特定健康診査・特定保健指導について

(1) 円滑な実施のための支援

保険者の特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施のため、引き続き、十分な財政措置を講ずること。

また、特定健康診査等の受診者増加に対応できるよう、特に財政規模が小さな保険者でも健康診査・保健指導従事者の確保ができるよう、必要な対策を講ずること。

さらに、都道府県の法定負担に係る財政措置についても確実にを行うこと。

(2) 今後のシステム改修に関すること

市町村国保が共同利用している国保連合会の特定健康診査等に関するデータ管理システムは、現場の実務から多くの問題点が出てきており、国の責任において、これらの問題を解決し、今後に生かすシステム改修を行うこと。

(3) 都道府県に対する交付税措置

国民健康保険組合が行う特定健康診査・特定保健指導に対する財政支援について、都道府県負担が生じる場合には地方交付税措置を確実にを行うこと。

(4) 後期高齢者に対する健康診査等の受診率向上に向けた取組

努力義務とされている後期高齢者に対する健康診査等については、高齢者の心身の特性に十分配慮しつつ、実施を義務化するとともに、受診率向上のため、健診項目の充実、がん検診との連携などの具体策の検討を行い、その上で引き続き十分な財政的支援を講ずること。

同様に対象外となる生活保護法による被保護者（被用者保険に加入している者を除く。）に対する健康診査等については、健康増進法に基づき、平成20年度から市町村が行っているが、被保護者への対策は国の責任により行うべきであり、生活保護の財源構成に基づき、必要な財政的支援を講ずること。

(5) 特定健康診査の受診率向上に向けた取組

特定健康診査の受診率向上のため、健診項目の充実、がん健診との連携などの具体策の検討を行うこと。

また、被保険者に対する啓発のために、医療費適正化や健康状態改善に対する特定健康診査・特定保健指導の効果に関する情報を具体的に提供すること。

(6) 健診結果の保険者への提供

特定健康診査の受診率向上および保健指導の充実のため、事業者等が実施する健康診断の結果のうち、特定健康診査の項目にかかる結果について、各医療保険者へ

確実に提供される仕組みを国の責任において構築すること。

18 後期高齢者支援金の加算・減算の実施について

後期高齢者支援金の加算・減算については、保険者によって財政基盤が異なること等から、特に医療費が高く保険料負担能力が弱い被保険者の多い市町村国保財政に及ぼす影響が懸念されるため、実施の是非を含めて慎重に検討を行うこと。

VI 地域福祉の推進及び生活保護に関する事項

19 地域福祉計画策定の推進について

市町村地域福祉計画について、他の計画策定等、市町村の負担が増大している状況に鑑み、計画の策定が円滑に促進されるよう、計画の策定及び実行に対して財政支援を含めた支援策を講ずること。

20 権利擁護事業の充実強化について

国庫事業として地域福祉権利擁護事業が平成 11 年 10 月より創設され、平成 19 年度より「日常生活自立支援事業」として拡充されたところであり、地域のセーフティネット構築に不可欠な事業となっている。今後、次の事項について配慮した上で、より一層の充実強化に向けて、その基盤強化を図ること。

- ① 本事業の実施主体について、地域福祉の基盤整備を行う市町村が主体的に本事業に参画できるよう国・都道府県・市町村の役割及び費用分担を明確にした制度に改めること。
- ② 本事業は最低限の支援を行うナショナル・ミニマムとして、全国どこにいても同じサービスを受けられることを保障する制度とするため、
(ア) 専門員及び生活支援員の配置基準と人件費の基準、
(イ) 生活保護世帯に対する利用料減免の基準
を国において明確な補助基準額を明示すること。
併せて本事業の利用者の多くを占める低所得者が安心して必要なサービスを受けられるよう、低所得者に係る利用料減免についても、明確な基準をもって国庫補助の対象とすること。
- ③ 中核市においても特例措置を設けること。

21 生活福祉資金貸付事業について

生活福祉資金については、平成 21 年度に抜本的な見直しが行われたが、本貸付制度は低所得者の生活支援においてセーフティネットとして重要な役割を担っていることから、制度の見直し、運用の変更に当たっては事前に十分な検討、準備期間を設けるとともに、実施主体等と十分に協議・調整のうえ実施すること。

また、制度運用に要する貸付原資、貸付事務費（相談員の配置）及び欠損補填積立金について、平成 24 年度までは、全額国庫負担により財政措置がなされたが、貸付原資の十分な確保、さらなる相談支援体制の充実、償還対策の強化や不正案件の防止を図る観点からも、平成 25 年度以降も引き続き、これまでと同様に国が責任をもって十分な財政措置をするとともに、見直しによる連帯保証人要件の緩和（連帯保証人を確保できない者に対して

も貸付が可能とされた)に伴い、貸付件数が増加していることから、多様な債権保全方策の構築に向けた検討や債権管理のための事務費の増額を行うこと。

特に、今般の制度改正においては、生活保護制度との連携等、市町村福祉行政による積極的な制度運用への関与が不可欠であることから、市町村社会福祉協議会の実施体制の強化にあたって、市町村も国の補助が受けられるようにするなど、効果的な支援策を講ずること。

2.2 不動産担保型生活資金貸付制度（リバースモーゲージ）について

全国的に低調な貸付件数にとどまっている不動産担保型生活資金貸付制度（リバースモーゲージ）について、高齢者が、自らの資産を活用し、慣れ親しんだ住まいで安心して暮らすための仕組みとして浸透・定着するよう、建物本体やマンションも貸付対象とする等、利用促進に向けた制度改善を図ること。

また、同制度の実施に係る貸付原資及び事務費補助金を確保するとともに、不動産の債権管理や処分を行う全国的な機関を整備する等、リスク回避の方策を検討すること。

2.3 隣保事業について

隣保館の果たす役割は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種課題や人権課題の解決に有効なものであることから、相談事業をはじめとした隣保館の運営及び整備（改築、大規模修繕等）に支障が生じないよう必要な財政的措置を講ずること。

2.4 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度について

要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度については、高齢者世帯の資産活用を促し、生活保護の適正化を図るため、平成19年度から実施されているところであるが、制度に問題点があることから、次の事項について早急に検討し、改善を図ること。

- ① 保護基準や処理基準等、生活保護制度の枠組みや生活保護における資産活用についての基本的な考え方に関わることから、本制度に係る国の責任を法令等で明確に定めること。
- ② 大都市特例に基づき政令市の責務を明確にすること。
- ③ 保有資産の評価・管理・処分を一体的に行う全国的機関を国が責任を持って設置すること。
- ④ 必要な貸付原資及び事務費については国が責任を持って確保すること。
また、貸し付けによって生じた損失補てんの経費及び償還等に要する経費につい

ては、生活保護制度と同様の負担割合とするなど、検討を行うこと。

- ⑤ 制度の運用に当たっては、貸付事業の実施主体とされている都道府県社会福祉協議会の意見を十分踏まえること。

25 生活保護における級地制度の見直しについて

生活保護基準については、社会保障制度改革の中で、客観的データに基づく検証を行うとされているところであるが、この検証結果及び経済的・社会的に生活様式が大きく変化している実態を総合的に勘案し、最後のセーフティネットとして適正な水準となるよう見直しを行うこと。

26 中国帰国者に対する定着自立促進対策の充実・強化について

平成19年12月5日施行の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」により、平成20年度から中国残留邦人等に対する新たな支援策が講じられたところであるが、日本語習得・就労・生活習慣の違い等の問題が未だ数多くある。

新支援策においては身近な地域での日本語教育支援事業が補助対象とされているが、一世のみならず二世三世においても、日本語の習得が生活上不可欠になっていることから、国の責任により、日本語教育等の充実・強化を図ること。

日本語の不自由な一世と中国語の話せない三世四世との家庭内での意思疎通を図り、また地域生活支援の要となる地域住民の理解を深め、中国帰国者が社会的に孤立することがないようにするため、日常会話程度の基礎的な中国語を学ぶ場の提供を図ること。

帰国促進に伴い年々増加している「呼び寄せ家族」への対応については、中国帰国者支援・交流センターの設置等により一部改善があったものの、自立指導員等にボランティア（無謝金）として活動してもらっているのが現状である。

こうした、定着地における実状を考慮のうえ「呼び寄せ家族」に対する自立指導員等の派遣や日本語習得の機会の確保等の援護対策を図ること。

27 短期滞在外国人等の医療費問題について

国際化が進む中で、外国人の入国が増加しているが、現行の医療保険制度では、外国人府県民に対しても、一定の要件のもとに、医療保険が適用されているが、制度上の制約等により未加入者も多く、これらの短期滞在外国人等については、現在、医療保障のための有効な制度上の措置はなく、また、医療機関においては、外国人医療費の未払い問題が生じている。

これらの課題に対しては、地方自治体レベルでの対応も困難であることから、行旅病人

及び行旅死亡人取扱法を適用した場合における国庫負担制度の創設、外国人に対する医療保障等のための基金の設置、短期滞在者を対象とした保険制度の創設、滞在外国人未収医療費助成の対象範囲拡大等、国において早急に抜本的な対策を講ずること。

また、滞在する外国人が受診の際に円滑な意思疎通が図られるよう、医療に一定の知識を有する通訳の派遣制度等について、早急に検討を進めること。

28 福祉関係職員等に対する人権教育・啓発の推進について

人権問題に関して、国民の正しい理解と認識を深め、人権尊重の意識を高めるため、一層の教育・啓発活動の推進を図ること。

また、人権教育・啓発に関する基本計画に沿って、福祉関係職員等、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発に関する取組の強化を図ること。

29 地域生活定着支援事業の円滑な実施について

地域生活定着支援事業については、帰住先のない者を受け入れる地方自治体の決定方法、実施責任、費用負担等課題が多く、対応に苦慮しているところである。

については、本事業を円滑に進め、より多くの矯正施設退所者の社会復帰が支援できるよう以下の措置を講ずること。

- ① 都道府県の実情に応じた事業が実施できるよう運営費補助制度を充実させること。また、国が責任を持って予算措置を講ずること。
- ② 本事業の安定的・継続的な実施のため、全国の事業実施状況を踏まえ、制度の法制化を検討するとともに、法務関係機関と福祉関係機関が円滑に連携できるよう配慮すること。
- ③ 円滑に事業を実施するためには、市町村の協力が不可欠である。矯正施設所在地等特定の市町村に財政負担等が集中することのないよう帰住予定地の決定方法及び福祉サービス等の一体的な見直しを検討すること。

30 福祉サービス等第三者評価の受審にかかる誘導策について

福祉サービス等の第三者評価事業を推進・定着させるため、全サービスに対する誘導策を新設すること。

31 民生委員制度のあり方及び活動に係る財源措置について

地域社会において、少子高齢化の進展による家族形態の変化や地域コミュニティの変容

により人と人のつながりの希薄化が進むとともに、中高年齢層の孤立・孤独死や生活苦による自殺者の増加、児童虐待など様々な課題が顕著となっており、地域福祉の推進にあたっては、民生委員の果たす役割が大きくなっている。民生委員の活動内容やその支援体制のあり方等について検討を行い、次の事項について配慮した上で、民生委員が地域で活動しやすい環境の整備に努めること。

- ① 民生委員は、身近なところで地域住民の相談者であり、支援者である観点から、都道府県が行っている民生委員に係る事務のうち、地域の実情や課題をよく知る市町村が行うことにより、効果的、効率的であると考えられる事務については、市町村事務とするよう、交付税等財源措置も含めた制度について検討すること。
- ② 民生委員の果たす役割、期待がますます大きくなる中、その活動費の確保について、地方交付税単価を実態に見合って引上げること。

3 2 介護・福祉人材について

(1) 介護員養成研修事業者・福祉用具専門相談員指定講習事業者に対する規制強化

介護員及び福祉用具専門相談員の資質向上を図るとともに、悪質な介護員養成研修事業者及び福祉用具専門相談員指定講習事業者を排除するため、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の基準の統一化及び調査権限・罰則規定などの厳格化を図ること。

(2) 障害福祉分野における処遇改善

障害福祉の分野において、福祉人材のキャリアと能力に見合った給与体系を構築できる報酬単価の設定を行うこと。

(3) 児童福祉分野における処遇改善

児童福祉分野においては、平成 24 年度に職員配置基準および措置費（支弁費単価）等の見直しが講じられたところであるが、子どもに対するケアの質的向上に伴う職員配置の実態に即した人件費及びその他諸費が支弁されるよう、引き続き適宜、見直しに努めること。